

愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則を次のように定める。

愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第9条第2号及び第10条の3第2号の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(再生輸送業者の指定の申請等)

第2条 省令第9条第2号の指定を受けようとする者は、再生輸送業者指定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 再生輸送(再生利用のための産業廃棄物のみ)の収集又は運搬をいう。以下同じ。)をしようとする産業廃棄物の取引関係を記載した書類
- (3) 生活環境保全上の措置を記載した書類
- (4) 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (5) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
- (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。第12号から第15号まで並びに次条第2項第8号及び第13号から第16号までにおいて同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (8) 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (12) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
- (15) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (16) その他知事が必要と認める書類又は図面

3 知事は、第1項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、省令第9条第2号の指定をしないものとする。

- (1) 申請者が再生利用されることが確実な産業廃棄物(以下「対象産業廃棄物」という。)を排出する事業者のみからその運搬の委託を受ける者であること。
- (2) 再生輸送業(再生輸送を行う業をいう。以下同じ。)の用に供する施設が省令第10条第1号に掲げる基準に適合するものであること。
- (3) 申請者(法人にあっては、その代表者又はその業務を行う役員)又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が再生輸送業を的確に行うに足る知識及び技能を有する者であること。
- (4) 申請者が再生輸送業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有する者であること。
- (5) 再生輸送が営利を目的としないものであること。
- (6) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- (7) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- (8) 申請者が第6条の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。

4 省令第9条第2号の指定を受けた者(以下「再生輸送業者」という。)の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 再生輸送業者の指定の更新を申請する者は、第2項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項各号に掲げる書類又は図面(同項第8号及び第10号から第15号までに掲げるものを除く。)の添付を要しないものとする。

6 知事は、再生輸送業者の指定に生活環境の保全上の条件を付することがある。

7 知事は、再生輸送業者の指定をしたときは、再生輸送業者指定証(様式第2号)を交付するものとする。

一部改正〔平成16年規則25号・17年6号・23年10号・24年41号・26年20号・令和元年35号〕

(再生活用業者の指定の申請等)

第3条 省令第10条の3第2号の指定を受けようとする者は、再生活用業者指定申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 再生活用(再生利用のための産業廃棄物のみ)の処分をいう。以下同じ。)をしようとする産業廃棄物の取引関係を記載した書類
- (3) 生活環境保全上の措置を記載した書類
- (4) 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (5) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
- (6) 再生活用において生ずる産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- (7) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

- (8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - (9) 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
 - (10) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (11) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (12) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (13) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - (14) 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
 - (16) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - (17) その他知事が必要と認める書類又は図面
- 3 知事は、第1項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、省令第10条の3第2号の指定をしないものとする。
- (1) 申請者が対象産業廃棄物を排出する事業者のみからその処分の委託を受ける者であること。
 - (2) 再生活用業(再生活用を行う業をいう。以下同じ。)の用に供する施設が省令第10条の5第1号イに掲げる基準に適合するものであること。
 - (3) 申請者(法人にあっては、その代表者又はその業務を行う役員)又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が再生活用業を的確に行うに足る知識及び技能を有する者であること。
 - (4) 申請者が再生活用業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有する者であること。
 - (5) 産業廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)から処分の委託を受けた対象産業廃棄物の大部分を再生利用するものであること。
 - (6) 再生活用が営利を目的としないものであること。
 - (7) 申請者が再生活用において生ずる産業廃棄物を適正に処理できる者であること。
 - (8) 申請者と排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
 - (9) 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - (10) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
 - (11) 申請者が第6条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- 4 省令第10条の3第2号の指定を受けた者(以下「再生活用業者」という。)の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 再生活用業者の指定の更新を申請する者は、第2項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項各号に掲げる書類又は図面(同項第9号及び第11号から第16号までに掲げるものを除く。)の添付を要しないものとする。
- 6 知事は、再生活用業者の指定に生活環境の保全上の条件を付することができる。
- 7 知事は、再生活用業者の指定をしたときは、再生活用業者指定証(様式第4号)を交付するものとする。
- 一部改正〔平成16年規則25号・17年6号・23年10号・26年20号・令和元年35号〕
- (変更の指定の申請等)
- 第4条 再生輸送業者又は再生活用業者(以下「再生利用業者」という。)は、その産業廃棄物の種類を変更しようとするときは、再生利用業者変更指定申請書(様式第5号)を知事に提出し、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 第2条第2項及び第5項の規定は、再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る前項の変更の指定の申請について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第2号中「取引関係」とあるのは「変更後の取引関係」と、同項第4号及び第9号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第5項中「再生輸送業者の指定の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、「第2項」とあるのは「第4条第2項の規定により読み替えて適用される第2項」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項及び第5項の規定は、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る第1項の変更の指定の申請について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第2号中「取引関係」とあるのは「変更後の取引関係」と、同項第4号及び第10号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第5項中「再生活用業者の指定の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、「第2項」とあるのは「第4条第3項の規定により読み替えて適用される第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第2条第3項、第6項及び第7項の規定は、再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る第1項の変更の指定について、前条第3項、第6項及び第7項の規定は、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る第1項の変更の指定について準用する。
- 一部改正〔平成16年規則25号〕
- (廃止の届出等)
- 第5条 再生利用業者は、その再生輸送業若しくは再生活用業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に、再生利用業廃止(変更)届出書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。この場合において、再生輸送業又は再生活用業の全部を廃止したときは当該届出書に再生輸送業者指定証又は再生活用業者指定証(以下「指定証」という。)を、次に掲げる事項を変更したときは変更の内容を明らかにする書類又は図面を添付しなければならない。
- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 - (2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 再生利用の目的
 - (5) 再生利用の方法
 - (6) 取引関係
- 2 知事は、前項の規定による届出が指定証の記載事項の変更を伴う場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定の取消し等)

第6条 知事は、再生利用業者が法若しくは法に基づく処分若しくはこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一部改正〔平成16年規則25号〕

(名義貸しの禁止)

第7条 再生利用業者は、自己の名義をもって、他人に対象産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(実績報告)

第8条 再生利用業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における再生輸送又は再生活用に関する実績を、産業廃棄物の再生利用実績報告書(様式第7号)により知事に提出しなければならない。

(指定証の再交付)

第9条 再生利用業者は、交付を受けた指定証を破り、汚し、又は失った場合は、再生利用業者指定証再交付申請書(様式第8号)に、破り、又は汚したときはその指定証を添付して知事に提出し、指定証の再交付を受けることができる。

(指定証の返還)

第10条 再生利用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに不要となった指定証を知事に返還しなければならない。

(1) 第2条第4項又は第3条第4項の規定により指定の効力を失ったとき。

(2) 第4条第4項において準用する第2条第7項若しくは第3条第7項又は第5条第2項の規定により指定証の交付を受けたとき。

(3) 第6条の規定により指定を取り消されたとき。

(4) 前条の規定により指定証の再交付を受けた後に亡失した指定証を発見したとき。

(提出部数)

第11条 この規則の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

一部改正〔平成16年規則25号・20年29号〕

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、再生利用業者の指定に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成16年4月1日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号。以下「整備法」という。)第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号。以下「旧商業登記法」という。)第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本は、(中略)第13条の規定による改正後の愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則第2条第2項第6号及び第14号並びに第3条第2項第7号及び第15号の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本又は抄本も、同様とする。

4 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第23号)

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成18年8月29日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則(平成20年3月31日規則第29号抄)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月7日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する

附 則(平成26年3月31日規則第20号)

1 この規則は、公布の日から施行する。


2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第1号、様式第8号、様式第16号若しくは様式第17号又は第2条の規定による改正前の愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則様式第1号、様式第3号若しくは様式第5号の規定による申請書は、第1条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則様式第1号、様式第8号、様式第16号若しくは様式第17号又は第2条の規定による改正後の愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則様式第1号、様式第3号若しくは様式第5号の規定による申請書とみなす。

附 則(令和元年6月28日規則第7号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第35号抄)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

 様式第1号(第2条関係) 再生輸送業者指定申請書

再生輸送業者指定申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊦
 電話番号

取り扱う産業廃棄物の種類			
事務所及び事業場の所在地	事務所		
	事業場		
再生利用の目的			
再生輸送の方法（再生輸送業の用に供する施設の種類の種類及び数量）			
取引関係	排出事業者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称）		
	再生活業者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称）		
	再生活用により得られるものの種類及び用途		
事業開始予定年月日		年 月 日	
既に再生利用業者の指定（他の都道府県及び保健所設置市のものを含む。）を受けている場合は、その指定番号	都道府県・市名	指定番号	
申請者（個人である場合）			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称	代表者氏名	本籍	住所
役員			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		

役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

株主又は出資をしている者（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。）（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	千円
	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
割 合			住 所	

使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の10に規定する使用人をいう。）（申請者に当該使用人があるとき）

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。


3 法定代理人の欄から使用人の欄までについては、該当する全ての者を記載すること。

4 役員の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

5 添付書類の用紙は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4縦長とすること。

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち⑧及び⑩から⑭まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

- [1] 事業計画の概要を記載した書類
- [2] 再生輸送をしようとする産業廃棄物の取引関係を記載した書類
- [3] 生活環境保全上の措置を記載した書類
- [4] 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- [5] 申請者が④に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- [6] 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- [7] 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- [8] 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- [9] 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- [10] 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- [11] 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- [12] 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- [13] 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- [14] 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- [15] 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- [16] その他知事が必要と認める書類又は図面
全部改正〔平成16年規則25号〕、一部改正〔平成17年規則6号・18年23号・53号・23年10号・24年41号・26年20号・令和元年7号・35号〕

 様式第2号（第2条、第5条関係）再生輸送業者指定証

指定番号

再生輸送業者指定証

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号の指定を受けた者であることを証する。

愛媛県知事

印

指定の年月日 年 月 日
指定の有効年月日 年 月 日

- 1 取り扱う産業廃棄物の種類
- 2 再生輸送の方法
- 3 取引関係
 - (1) 排出事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称）
 - (2) 再生輸送業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称）
- 4 指定の条件
- 5 指定の更新又は変更の状況

再生活用業者指定申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊦
 電話番号

取り扱う産業廃棄物の種類			
事務所及び事業場の所在地	事務所		
	事業場		
再生利用の目的			
再生活用の方法	再生活用業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所及び処理能力		
	再生活用業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
取引関係	排出事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称）		
	再生輸送業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称）		
	再生活用により得られるものの種類及び用途		
事業開始予定年月日		年 月 日	
既に再生利用業者の指定（他の都道府県及び保健所設置市のものを含む。）を受けている場合は、その指定番号	都道府県・市名	指定番号	
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	代表者氏名	住	所
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

株主又は出資をしている者（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。）（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）


発行済株式の総数		株	出資の額	千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所

使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の10に規定する使用人をいう。）（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 法定代理人の欄から使用人の欄までについては、該当する全ての者を記載すること。
- 4 役員の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 添付書類の用紙は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A 4縦長とすること。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち①及び②から④まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。
- ① 事業計画の概要を記載した書類
 - ② 再生活用をしようとする産業廃棄物の取引関係を記載した書類
 - ③ 生活環境保全上の措置を記載した書類
 - ④ 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

- ⑤ 申請者が④に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- ⑥ 再生活用において生じる産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- ⑦ 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ⑧ 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ⑨ 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- ⑩ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ⑪ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ⑫ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ⑬ 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ⑭ 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ⑮ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- ⑯ 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ⑰ その他知事が必要と認める書類又は図面
全部改正〔平成16年規則25号〕、一部改正〔平成17年規則6号・18年23号・53号・23年10号・24年41号・26年20号・令和元年7号・35号〕

 様式第4号(第3条、第5条関係) 再生活用業者指定証

指定番号

再生活用業者指定証

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の3第2号の指定を受けた者であることを証する。

愛媛県知事

印

指定の年月日

年 月 日

指定の有効年月日

年 月 日

1 取り扱う産業廃棄物の種類

2 再生活用の方法

3 取引関係

(1) 排出事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称）

(2) 再生輸送業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称）

4 指定の条件

5 指定の更新又は変更の状況

再生利用業者変更指定申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊦
 電話番号

指 定 の 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
再生輸送業者又は再生活用業者の別		
取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
	変更後	
変 更 理 由		
変更に係る再生利用の方法	再生輸送業	再生輸送業の用に供する施設の種類及び数量
	再生活用業	再生活用業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
		再生活用業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
変 更 に 係 る 取 引 関 係		
変 更 予 定 年 月 日		

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	代表者氏名	住 所

役員

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

株主又は出資をしている者（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。）（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

（ふりがな） 氏名又は名称	生年 月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所

使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の10に規定する使用人をいう。）（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 法定代理人の欄から使用人の欄までについては、変更のあった全ての者を記載すること。
- 4 役員の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 添付書類の用紙は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 縦長とすること。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は [I] に掲げる書類及び図面のうちク及びコからソまでに掲げるもの以外のもの、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は [II] に規定する書類及び図面のうち [I] のク及びコからソまでに掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。
- [I] 再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、次の書類及び図面
- ア 変更後の事業計画の概要を記載した書類
 - イ 再生輸送をしようとする産業廃棄物の変更後の取引関係を記載した書類
 - ウ 生活環境保全上の措置を記載した書類
 - エ 変更に係る事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - オ 申請者がエに掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
 - カ 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - キ 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - ク 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
 - ケ 変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - コ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - サ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- シ 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - ス 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - セ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
 - ソ 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - タ その他知事が必要と認める書類又は図面
- ② 再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、[1]のア、ウ及びカからソまでに掲げる書類のほか、次の書類及び図面
- ア 再生活用をしようとする産業廃棄物の変更後の取引関係を記載した書類
 - イ 変更に係る事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - ウ 申請者がイに掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
 - エ 再生活用において生ずる産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - オ その他知事が必要と認める書類又は図面
- 全部改正〔平成16年規則25号〕、一部改正〔平成17年規則6号・18年23号・53号・23年10号・24年41号・26年20号・令和元年7号・35号〕

W 様式第6号(第5条関係) 再生利用業廃止(変更)届出書

再生利用業 廃止 届出書 変更				
愛媛県知事 様		年 月 日		
		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
		届出者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		
廃止	全部の廃止年月日	年 月 日		
	廃止した事業の範囲			
変更	変更年月日	年 月 日		
	変更事項	変更前	変更後	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
	氏名（法人にあっては、その名称）			
	代表者又は役員の氏名若しくは名称（法人に限る。）			
	事務所及び事業場の所在地	事務所		
		事業場		
	再生利用の目的			
	再生利用の方法			
	取引関係			
添付書類及び図面 1 全部を廃止したときは、指定証 2 変更したときは、変更の内容を明らかにする書類又は図面				

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 添付書類の用紙は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 縦長とすること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。
一部改正〔平成16年規則25号・18年23号・53号・令和元年7号〕

様式第7号(第8条関係) 産業廃棄物の再生利用実績報告書

再生利用業者指定証再交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

㊞

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
再生輸送業者又は再生活用業者の別	
取り扱う産業廃棄物の種類	
再 交 付 申 請 の 理 由	
添付書類 破り、又は汚した指定証	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
一部改正〔平成16年規則25号・18年53号・令和元年7号〕